

長門市監査公表第 1 号

令和 2 年（2020 年）2 月 21 日付け長監査委第 66 号の定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 24 日

長門市監査委員 岸 田 弘 稔

長門市監査委員 南 野 信 郎

長 企 総 行 第 176 号
令和 2 年（2020 年）8 月 20 日

長門市監査委員 様

長門市長 江 原 達 也

令和元年度定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 2 年（2020 年）2 月 21 日付け長監査委第 66 号により提出のありました定期監査結果報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により通知します。

■定期監査の結果に関する報告に係る措置の状況

監査の結果	措置の内容
1 収入事務について (1) 観光政策課 自動販売機（以下「自販機」という。）の売上手数料について、長門市行政財産における自動販売機設置事務取扱要領（平成 24 年要領第 1 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、行政財産の利用料として、市が自販機設置者に売上手数料を請求することとなっている。 しかしながら、収入事務に係る手続きがされておらず、未請求となっているものがあった。 ついては、適時、適正に請求事務を行うよう留意改善されたい。 なお、未請求となっていた金額は、翌年度に収納されている。	(1) 観光政策課 自動販売機の売上手数料の請求は、定期的な事務であることから、事務の照合表を作成し、担当者以外の職員が確認を行うなど、事務に漏れないよう徹底を図った。 また、会計管理者においては、会計事務における留意事項について、全庁的に周知徹底を再度図った。
2 支出事務について (1) 観光政策課 支出負担行為は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 232 条の 3 の規定により、法令又は予算に基づいてされる支出の原因となるべき契約その他の行為であり、法第 170 条第 2 項第 6 号では会計管理者の職務権限として、支出負担行為に関する確認を行うことが明示されている。 また、長門市財務規則（平成 17 年規則第 57 号。以下「財務規則」という。）第 56 条において、支出負担行為として整理すべき時期等を規定している。 しかしながら、支出負担行為の確認が、整理すべき時期に行われていないものがあった。 このため、契約年度内に、契約金額の全部又は一部の支払いがさ	(1) 観光政策課 課内会議において、事務に遺漏がないよう、課内全体に周知徹底を図ったところである。 また、契約締結に係る事前伺いの回議の際に、回議完了後、支出負担行為の事務を行うよう担当者に対し確認を併せて行うこととした。 なお、会計管理者においては、監査結果報告書による指摘を受けて、契約の事前決裁後は速やかに支出負担行為を起票するなど、法令順守を徹底するよう全庁的に周知を図った。

れず、翌年度に支払いが行われていた。 ついては、法令順守を徹底するよう留意改善されたい。 なお、会計管理者は、再発防止を図るため、所要の措置を講じられたい。 (2) 総務課、税務課、高齢福祉課、産業戦略課、観光政策課 支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手から適法な支払請求書を受領してから 30 日以内（工事代金は 40 日以内）、定めていない契約においては、15 日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。 しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあつた。 支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。	(2) 総務課、税務課、高齢福祉課、産業戦略課、観光政策課 請求書を受領した場合は、速やかに処理するよう係員等に対して指導するとともに、決裁中に該当事案を発見した場合には、その都度注意するなど、課全体として、支払遅延防止に対する取組の強化を図ることとした。 また、定期的に支払うものについては、事務の照合表や予算整理簿により支払状況を確認し、支払遅延行為や支払漏れがないよう課全体でチェックする体制を構築した。 会計管理者においては、会計事務における留意事項について、全庁的に周知徹底を再度図った。
3 工事事務について (1) 都市建設課 市道大内山上畑下線道路改良工事は、条件付一般競争入札の執行により、平成 30 年 9 月 26 日に、工期を平成 30 年 9 月 27 日から平成 31 年 2 月 8 日までとする工事請負契約を締結している。 契約締結後、平成 31 年 2 月 4 日に、工事の完成期日を平成 31 年 3 月 29 日とする第 1 回目の工事請負変更契約を締結している。 さらに、平成 31 年 3 月 25 日に、想定以上の地下からの湧水が発生し、予定していた水替工では処理できないことから、別途の仮設工及	(1) 都市建設課 課所管の全ての工事に係る担当職員を集めた会議を月 1 回開催することとし、課として、それぞれの工事の進捗や懸案事項を情報共有し、その内容を確認するとともに、適切な工事執行に向けて必要な助言、指導ができる体制を構築した。 また、受注者に対して、契約変更の根拠となる記録等について、十分整備するよう周知するとともに、工期内完成に向けて、適正な工程管理を行うよう依頼した。

び資材の手配に不測の日数を要するとして、工事の完成期日を平成 31 年 5 月 31 日までとする第 2 回目の工事請負変更契約が締結された。

その後、令和元年 5 月 22 日に現地精査等により、第 3 回目の工事請負変更契約を締結し、令和元年 5 月 29 日竣工として、令和元年 5 月 31 日に完成検査を実施している。

なお、当該工事は、当初契約年度内に工事が竣工することとして工事請負契約を締結したが、年度内に工事が竣工できなくなったことから、法第 220 条第 3 項の規定に基づき、令和元年 6 月長門市議会定例会において、事故繰越しとして報告されている。(報告第 3 号「平成 30 年度長門市一般会計予算に係る事故繰越し繰越し計算書の報告について」)

予算の繰越しについては、法第 208 条に規定する会計年度及びその独立の原則の例外規定である。

このため、本件について、繰越し理由の妥当性について監査を行ったところ、2 回目の変更契約に至った証拠となる写真及び具体的な記録がなかったことから、妥当性の検証はできなかった。

工事請負契約書第 14 条においては、工事写真等の記録の整備を受注者の義務として規定しているが、工事に係る記録等の整備が不十分であったこと、また、発注者においても記録等の確認が不十分なまま、事故繰越しの手続きが行われていたものである。

については、係る事態の再発防止とともに、法令順守を徹底するよう留意改善されたい。